

桜井こども園

園則・運営規定（重要事項説明書）

（事業所の名称等）

第1条 社会福祉法人碧明会が設置する施設の名称及び所在地は、次のとおりする。

- (1) 名称 桜井こども園
- (2) 所在地 愛知県安城市小川町清水道4番地1

（施設の目的）

第2条 桜井こども園（以下「本園」という。）は、認定こども園法に則り、幼保連携型認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

（施設の運営方針）

- 第3条 本園は、教育及び保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 2 本園は、教育及び保育に関する専門性を有する保育教諭等が、家庭との密接な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、教育及び保育を一体的に行うものとする。
 - 3 本園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

（提供する教育・保育の内容）

第4条 本園は、就学前の子どもに関する法律、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年告示）、に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

（子育て支援）

第5条 本園は、在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次

の子育て支援に関する事業を実施する。

- (1) 子育て相談
- (2) 親子の集い
- (3) 一時保育
- (4) その他

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 本園に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

- (1) 施設長（園長） 1人

園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。

- (2) 教頭（副園長） 1人

園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施する。

- (3) 主幹保育教諭 2人

園児及び地域の就学前の子どもの保護者等に対する子育て支援活動を行うとともに、主幹保育教諭は、上司を補佐し、命を受けて園務の一部を整理するとともに、園児の教育及び保育を行う。

- (4) 保育教諭 20人

保育教諭は、教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。

- (5) 調理員（栄養士含） 2人

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。

- (6) 園医 1人

園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

- (7) 園歯科医 1人

園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

- (8) 園薬剤師 1人

園薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(学年及び学期)

第7条 本園の教育に係る学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の学期は次の学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から 8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から 12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から 3月31日まで

(教育・保育の提供を行う日)

第8条 本園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

2 支援法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号子ども」という。）への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

- (1) 土曜日
- (2) 本園が別に定める夏季休業、冬季休業及び春季休業
- (3) その他、園長が必要と認めた日

(教育・保育を提供する時間)

第9条 本園の教育・保育を提供する時間は下表に示す通りとする。

	時間	備考
開園時間	7:15~20:00	月曜日から金曜日
	7:15~20:00	土曜日
教育標準時間認定 (1号認定)	8:15~14:15(6h)	月曜日から金曜日
保育短時間認定 (2・3号認定)	8:15~16:15(8h)	左記の時間以外は開園時間の範囲内で延長保育として保護者が必要とする時間
保育標準時間認定 (2・3号認定)	7:15~18:15(11h)	

(利用料その他の費用等)

第11条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、本園に支払うものとする。

- 2 安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月29日安城市条例第31号。以下「市運営基準条例」という。）第13条第の規定により、本園の教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる費用については、支給認定保護者から費用の負担を受けるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、別表2に掲げる本園の特定教育・保育において提

供する便宜の要する費用については、支給認定保護者から実費の負担を受けるものとする。

(利用定員)

第12条 利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	15人		
2号定員	—	—	—	15人	20人	20人
3号定員	15人	20人	20人	—	—	—

(入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

第13条 本園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号子どもから本園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

- (1) 利用定員に空きがない場合
- (2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合
- (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合
- 2 1号子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、別表3の指数表により選考を行い、園長が入園者を決定する。
- 3 支援法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号子ども」という。）及び支援法第19条第1項第3号の子ども（以下「3号子ども」という。）については、支援法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により本園の利用が決定されたときは、これに応じる。
- 4 本園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。
- 5 退園又は休園しようとする1号子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。
- 6 本園の利用2号子ども及び3号子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。
 - (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき
 - (2) 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申出があったとき。
 - (3) 市町村が本園の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

- 第14条 本園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。
- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
 - 3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第15条 本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

- 第16条 本園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。
- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 本園は、保育・教育の提供中に、本園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等の適切な機関に通告する。

附則

この規程は令和5年4月1日から施行する。

別表 1

5 歳児

集金項目	金額 (月額)	
	1号・新2号認定	2号認定
給食費	7,000 円	7,000 円
園外保育費 (任意)	200 円	200 円
キャンプ保育費 (任意)	100 円	100 円
アルバム費 (任意)	750 円	750 円
行事・教材費等	100 円	100 円
合計	8,150 円	8,150 円

4 歳児

集金項目	金額 (月額)	
	1号・新2号認定	2号認定
給食費	7,000 円	7,000 円
園外保育費 (任意)	200 円	200 円
行事・教材費等	100 円	100 円
合計	7,300 円	7,300 円

3 歳児

集金項目	金額 (月額)	
	1号・新2号認定	2号認定
給食費	7,000 円	7,000 円
行事・教材費等	100 円	100 円
合計	7,100 円	7,100 円

0・1・2・満3歳児

集金項目	金額 (月額)	
	1号・新3号認定	2・3号認定
給食費	7,000 円	
行事・教材費等	100 円	100 円
保険衛生費	300 円	300 円
合計	7,400 円	400 円

※上記は客観的情勢またはその他の事情により変更する場合がある。

※集金項目によっては年額等で、まとめて徴収する場合がある。

※給食費の内訳は、主食代 50 円×20 日、副食代 300 円 (おやつ 50 円分含) ×20 日。

※土曜日を利用する場合は 1 日あたり 350 円 (給食費) を別途徴収する。

別表 2

延長保育料金

ア 保育標準時間認定(月額)

午後 7 時まで	午後 8 時まで
1, 000 円	2, 000 円

コースによる減額を受けている方が、その利用時間を超えた場合、コースの差額分を延長利用料として徴収

イ 保育短時間認定及び 1 号認定(月額)

(1) 朝の利用

利用開始時刻が、午前 7 時以降、午前 7 時 30 分より前まで	利用開始時刻が、午前 7 時 30 分以降、午前 8 時 15 分より前まで
1, 000 円	500 円

(2) 夕方および夜の利用

午後 4 時 15 分を超えて、午後 6 時まで	午後 7 時まで	午後 8 時まで
1, 500 円	2, 500 円	3, 500 円

ウ 新 2 号認定・新 3 号認定 (満 3 歳児)

午後 2 時 15 分から午後 4 時 15 分の間
450 円/1 回

上記の時間以上の利用に関しては“保育短時間認定及び 1 号認定(月額)”と同じ

エ 1 号認定

午後 2 時 15 分から午後 4 時 15 分の間
3, 000 円 (月額)

年額預かり保育料 (長期休暇を含) を 12 か月で割った金額

特段の事情がある場合を除き、月の利用の有無にかかわらず徴収する

上記の時間以上の利用に関しては“保育短時間認定及び 1 号認定(月額)”と同じ

オ 開所時間を超えた利用

30 分超えるごとに
3, 000 円/回

※上記は客観的情勢またはその他の事情により変更する場合がある。

別表 3

桜井こども園 1 号認定入園選考については、申込み期日までに提出された書類により、下記の表の指数（該当する類型の合算）が高い方より入園の決定をする。

ただし、指数が高くても、当園の入園が妥当でないと理事長が判断した場合は、この限りではない。

また、定員の関係で仕事復帰する方を優先する場合がある。

類型	内容	指数	必要書類等
兄弟	入園を希望する児童の兄弟がすでに在園している場合	3	
	兄弟同時に入所申し込みをする場合	3	
	入園を希望する児童に弟妹がいる場合	2	
保育・教育理解	過去、入園を希望する児童が園に在籍してた場合※1	3	
	兄弟が当園に在園、又は卒園している場合	3	
	在園児保護者からの紹介がある場合	2	
	一時預かりを利用されている場合※2	2	
	保護者等が当園を卒園している場合	1	
	園見学等に参加されている場合	1	
保育の必要性	出産予定月とその前後 2 ヶ月	2	<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し(氏名・出産予定日の記載部分)
	保育園の入所基準に満たないが保育の必要性がある場合	適宜 (上限2)	<input type="checkbox"/> 適宜
特例	その他、前各号に類似する事由がある場合	適宜 (上限5)	<input type="checkbox"/> 適宜
	理事長が、保育・教育が必要だと判断した場合	適宜 (上限5)	<input type="checkbox"/> 適宜

※1 在籍期間が 3 か月以上の方

※2 一時預かりは、9 月 1 日時点で、登録（利用）期間が 3 ヶ月以上の方